

住民無視の「援助」の後始末

— インドネシアのコトパンジヤン・ダム融資問題 —

新潟大学法学部教授

鷺見一夫

露呈した欺瞞的「援助」のジレンマ

日本の「政府開発援助」(ODA)は、霞ヶ関の腐敗官僚と独裁・腐敗政権との間で行われてきていた。いずれの側においても、「援助」案件の決定・実施の過程において納税者の参加はない。ミャンマーへの「援助」に象徴されるように、スーザー女史が再三再四にわたって軍事政権への「援助」を止め欲しいと懇請してきているにもかかわらず、日本政府は、この要請を無視し続けている。また、日本政府の「援助」の最大の受け入れ国が、かつてはスハルト政権下のインドネシア、今日は共産党独裁政権下の中国である。

これからは、日本の「援助」が、一般民衆の声を反映したものではなく、独裁・腐敗政権の延命を支援する役割を果たしていくことを知ることがで

つてこの問題を放置したままでは、これらの国々は、

決して立ち直れない。

他方において、債権国側の日本では、海外経済協力基金(OECD)と日本輸出入銀行(輸銀)——両者は、一九九九年一〇月に合体して、「国際協力銀行」(JIBC)となつた——の貸付残高が回収不能なほどまでに高まっている。OECDと輸銀の貸付残高は、すでに二一兆円を超している。これらのを増大させてきているのである。

その結果、悲劇的な状況が発生している。今日、半が不良債権化しつつある。

こうして、現在、この膨大な国際公的不良債権を、どのように取り扱つかについてジレンマが生じている。というのは、一方において、開発途上国の側では、このまま莫大な債務を抱えたままでは経済を立て直すことは不可能であるし、他方において、日本

の側では、かかる債務をキヤンセルすれば、財政投融资資金からの借り入れに対する返済ができず、国民年金などが支払えなくなってしまう恐れがあるからである。

ジレンマ解決の方途

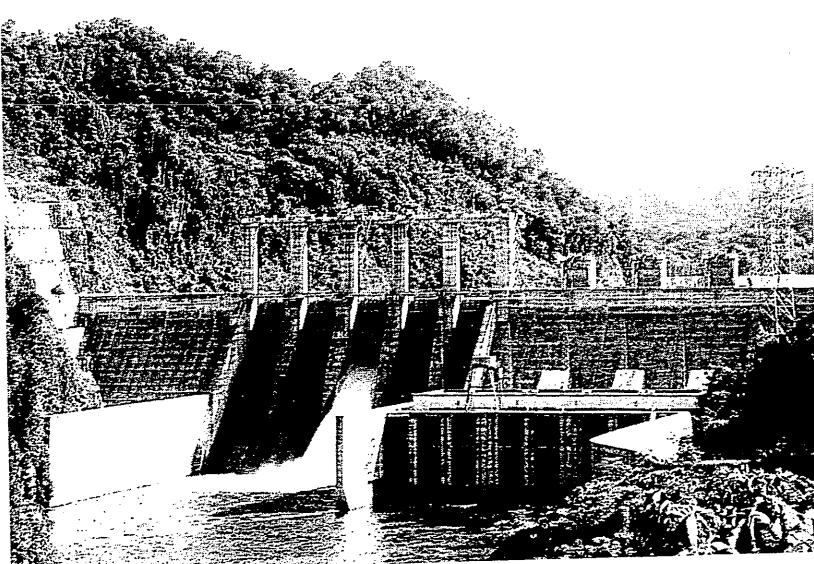
今日、開発途上国の人々の間では、独裁政権ないしは腐敗政権が、納税者の声を聞くことなく背負つた对外債務を返済する必要がないとの主張が強まっている。インドネシアのスハルト、ペルーのフジモリに象徴されるように、独裁・腐敗政権が、公益を標榜する「経済開発」を装つて、単に私益を満たすためだけに、社会的にも環境的にも「破壊的な開発」を実施することにより、勝手に累積させた对外債務について、その相談にも与からなかつた納税者が、増税でその尻拭いをさせられるというのは、真っ平御免であるというのである。

日本政府は、現在、このような主張が外交問題と

して表面化しないようにするために、フィリピンのアロヨ政権とか、インドネシアのメガワティ政権とかに対し、ODAを供与し続けることで、これらに柔軟な政策を取らざるを得ない。しかし、皮肉にも、このようなODAの供与が、これらの国々の債務累積を一段と加速させることとなつてゐるのである。

アロヨ政権とかメガワティ政権が、ODA債務のキヤンセルを言い出せず、相変わらずこれにたかり、ファミリー・ビジネスのためにこれを利用することに腐心しているのに対し、外交レベルにおいてODA債務の帳消しを初めて言い出したのが、パキスタンのムシャラフ政権である。報じられるところによれば、二〇〇一年一〇月一七日に、ムシャラフ大統領は、小泉首相に対して、約五〇億ドルの債務帳消しを要請したことである。ムシャラフ政権は、日本のテロ防止国際支援の表明に便乗して、過去の債務をチャラにするよう求めたのである。これに応づれば、その他の国々が、これに追随して、債務キヤンセルを要求するようになるのは必至と言えよう。

小泉内閣が、軍事独裁のムシャラフ政権のODAキヤンセル要求にどう応えるのかは興味のあるところである。しかし、このような軍事独裁政権の債務をキヤンセルしたところで、それによって浮いた分は、所詮は核開発とミサイル開発に転用されることになつてしまふであろう。それ故、独裁・腐敗政権の債務をキヤンセルしたところで、その国の納税者は、長期的に眺めれば、こうした民衆の声を吸い上げる政権が登場すれば、債務キヤンセルが、外交ルートの俎上にのぼつてくることは避けられないであろう。その際にも、日本政府は、独裁・腐敗政権へのODAの供与を正当化し、また「開発マフィア」の



コトパンジャン・ダム

利益実現に腐心してきた国際協力事業団（JICA）

やJBICの欺瞞的な「援助」活動を弁護し続けるのであろうか？

インドネシアの場合には、未だ民衆の利益を吸い上げようとする政権が登場してきているわけではない。しかし、一般国民は、スハルト独裁・腐敗政権が作り出した債務の桎梏に喘いでいる。これらの人々の間では、スハルト独裁・腐敗政権がファミリー・ビジネスの利益のために借り入れた債務については、これを支払う必要がないとの声が、すでに上げられてきている。

日本でも、今日、インドネシアの人々とタイアップして、スハルト独裁・腐敗政権への「援助」責任を問い合わせようとする運動が起こり始めている。具体的には、ジユビリー関西の人々を中心に、コトパンジャン・ダムの問題を取り上げて、ODA訴訟を起こす準備が進められている。

このダムは、東電設計（株）がプロファイ（案件探し）によりでっち上げ、JICAが「開発調査」——実際には、東電設計が受注——を行い、OECが総額で三一億七七〇〇万円もの巨額融資を行つたプロジェクトである。このダム建設は、まさにスハルト「腐敗」プロジェクトそのものであった。他方において、二万三〇〇〇人の人々が、先祖伝來の土地を追われ、「開発難民」となった。現地では、今日、これらの「開発難民」の人々を中心に、このダムの撤去の声が持ち上がりつつある。

それ故、この案件は、インドネシアの人々にどうては、スハルト不正蓄財の究明運動の一環である。また、インドネシア国民の声に耳を傾けることなく借り入れられた三一億円以上の円借款のキャンセルの問題である。さらに、現地住民にとつては原状

回復——ダム撤去——の問題である。

他方において、日本国民にとつては、この案件は、デタラメ「援助」の責任追及の問題である。インドネシア政府は、このような膨大な債務の返済ができないことは明らかであることから、日本政府としても、結局はそのキャンセルに応じるほかないであろう。その際、政治家と官僚は、債務キャンセル分を税金でカバーするという姑息な方法を構じようとするであろう。しかし、それでは、何ら真の問題解決にはならない。それ故、外務省、JICA、OECなど、この「腐敗援助」に携わった関係者の「善管義務」を問うことにより、彼等の個人財産を吐き出させて、債務キャンセル分の穴埋めをさせる必要がある。

でっち上げられた「電力需要」

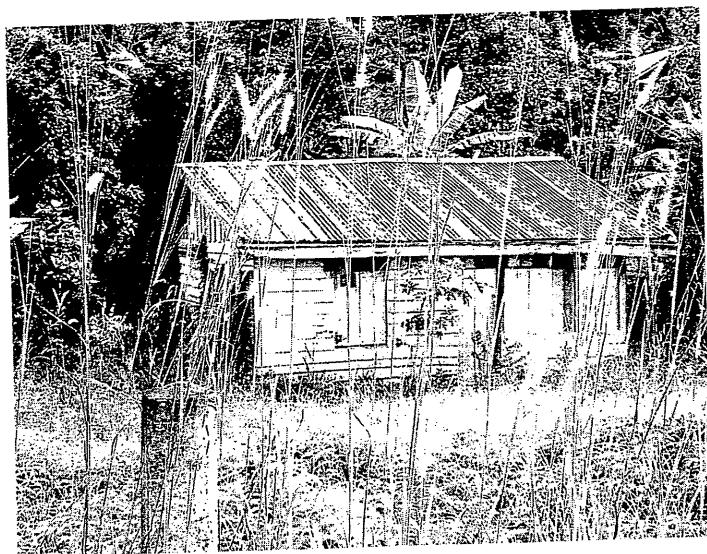
コトパンジャン・ダムは、スマトラ島中部のリアウ州バンキナン近くのカンパール・カナン川において建設された。このダムは、高さ五八メートル、堤長二五七・五メートルのコンクリート重力式ダムである。この程度の中規模ダムにエンジニアリング・サービスで一一億五二〇〇万円、第一期工事で一二五億円、第二期工事で一七五億二五〇〇万円、総計で三一億七七〇〇万円もの円借款が供与されたのである。

コトパンジャン・ダムは、一応は多目的ダムとされ、洪水制御、灌漑、観光開発、養魚などの目的が掲げられたのであるが、主要目的とされたのは、発電である。しかし、現地において実際に大口需要があつた訳ではない。

リアウ州での人口密度は、JICAのフィージビリティ調査（F/S）報告書——これは、東電設計によって作成された——でも、一平方キロメートル当たり約二四人であるとしていた。また、近くに大規模工業地帯があつたわけではない。このような状況の下では、コトパンジャン・ダムのような発電



17メガワットしか発電していない発電所（発電能力は114メガワット）



政府によって用意されていた「住宅」

マトラへの「集団移住計画」(Transmigrasi)が進展するにつれて、電力需要が逼迫していくよう仮定であった。

しかし、実際には、このダム建設の真の狙いは、スハルト・ファミリーが、サリム・グループ、シナル・マス・グループなどの華僑系グループと結託して進めようとしていたゴム園、パーム油園、大豆農園のための加工用電力を確保しようとする点にあつた。このことは、当時、スハルト大統領の「国内大使」としてリアウ州に派遣され、州知事の地位に就いていたスエリプト(Soeripto)の次のような言葉からも明らかである。

「パーム油工場、漁業、観光、洪水防止、合板、その他の河川基盤産業を発展可能とするためには、地域社会が犠牲とならなければならない。」

ここで掲げられている漁業、観光、洪水防止などのダム建設目的が、単なる言い訳であることは明らかである。なぜなら、ムアラ・タクス仏教遺跡の觀光開発のためには、ダム建設は、かえってマイナスであるし、またダム下流の人口希薄地帯では洪水防止の緊要性は乏しいし、さらにダム建設は、かえつて伝統的な河川漁業を破壊することになり、また貯水池漁業は、それに代わり得るものではないからである。それ故、ここでの核心は、パーム油と合板の分野での「開発」という点にある。つまり、スハルト・ファミリーや軍ビジネス関係者と結び付いた華僑系財閥が営むパーム油加工業、合板工業などの育成のために、地元住民は、農業基盤の自足的な生活をやめて、低賃金の農園・工場労働者になれるというのである。

この点で、当時リアウ州地方開発庁(BAPPE DA)長官の地位にあつたりファイ・ラフマンは、東電設計がJICA報告書に盛り込んだ架空の電力需要であった。つまり、今後ジャワからス

(Rivai Rahman)は、コトパンジャン・ダムの建設目的が、パーム油加工業向けの電力供給であると明白して、以下のように述べた。

「今日までのところ、リアウ州では、鉱業部門に依拠してきたのであるが、この部門は、社会各層の収入に大きな影響を及ぼすまでには至っていない。そのため、リアウ州政府としては、農園部門の方に力を注ぐことにした。こうして、同州では、すでに油ヤシやハイブリッド・ヤシの数十万ヘクタールの農園が開かれてきている。農園加工業にとっては、電力エネルギーが必要不可欠であることから、生産力を高める上でコスト削減競争に勝つための唯一の希望となるのが、コトパンジャン水力発電プロジェクトなのである。ところのところ、今までのところ、経営者たちは、自らに発電機を備えなければならぬからである。そのためには、この部門に投資家は、この部門に投資することを躊躇してきたのである。」

同様に、当時カンバル県長の地位にあつたサレー・ジャシット(Saleh Djasid)(現リアウ州知事)

もまた、コトパンジャン・ダムが、リアウ州の工業化の引き金になるとして、次のように述べた。

「工業化を達成するためには、大量の電力を必要とする。この地域において、油ヤシ、ハイブリッド・ヤシ、ゴム、ココアなどの産品を生産する農園が発展していくにつれて、やがてそれらを加工するための工場が必要となり、それらを稼働させるためには大量の電力が必要となってくる。例えば、およそ一〇万ヘクタールの面積の油ヤシの農園のために、一時間当たり六万トンのヤシ原料の処理能力を有する大きな工場が、少なくとも一〇〇一五個分は必要である。そのための電力を、どこから持つてくれるのか?この点で、コトパンジャン水力発電プロ

ジエクトが、大きく貢献できるであろう」とは疑いない⁽⁶⁾。

以上に見てきたところから明らかのように、リアウ州政府関係者にとっては、「地域開発」とは、油ヤシ、ゴム、ココアなどのプランテーションを拡大し、またそれに関連した加工業を発展させることであつたのであり、そのための電力源として、コトパンジャン・ダムが位置づけられていたのである。換言すれば、サリム・グループ、シナル・マス・グループなどの華僑系財閥が、スハルト・ファミリーおよび軍ビジネス関係者と手を携えて、この分野への資本投下を増すためのインセンティブとして、安価な電力を供給することが目論まれたのである。

しかし、スハルト政権が倒れ、ファミリー・ビジネスが頓挫してしまった今日、このダム建設目的は吹っ飛んでしまった。また、スハルト政権の崩壊に伴つて、「集団移住計画」も中止されてしまった。

それ故、このダムは、架空上および実際上のいずれの建設目的も失われてしまつたのである。それにもかかわらず、日本の「援助」関係者は、「インフラは残つた」とか「民生用電力が確保されている」とかの強弁を行うことにより、このダム建設を正当化しようとしている。

しかし、この言い訳は通用しない。民生用であるならば、単に送電幹線ばかりでなく、町村に至るまでの送電支線が張り巡らされなければならない。しかし、これまでに建設されてきているのは、バダン、ブキンギ、バンキンアン、パカンバル、ドマイを結ぶ送電幹線だけである。これに接続して町や村に送電する支線網は建設されていないのである。

それでは、このような送電支線網を建設すれば良いではないかという見方も出てくるかも知れない。

しかし、今日、インドネシア国営電力公社（PLN）には、そのような資金的余力はないのである。PLN

Nは、これまでのデータラメ経営のために、以下のところ膨大な対外債務を抱えており、事実上の倒産状態にある。PLNの債務総額は、二〇〇〇年九月の時点です二兆ルピア——一万ルピア＝一四〇円で計算すると、一兆八〇億円——にものぼつており、二〇〇一年の時点で返済必要額だけでも四〇兆ルピアにも達すると見られている。

捏造された移転・補償同意書

日本政府は、インドへのナルマダ融資問題やインドネシアへのクドゥン・オンボ・ダム融資問題で味わつた苦い経験を考慮して、コトパンジャン・ダムに関するでは、円借款の支出のための前提条件として、三つの条件の充足をインドネシア政府に求めた。この三条件についてでは、日本国内では公表されたのであるが、インドネシアのジャーナリズムでは、次のように報道された。

「二億九〇〇〇万ドル相当の援助資金が支出可能となるためには、OECFによって付せられた三条件が存している。第一に、立ち退きの対象となつているすべての世帯主（kepala keluarga）が、他の場所に移転する用意がある旨を、個別的に——單に同地の社会共同体の指導者の同意だけではない——表明しなければならない。第二に、補償金の支払いのための目録作成と実施にあたつては、住民は、価額評価の決定過程に参加しなければならない——政府の側のみで一方的に定められてはならない」

第三に、貯水池の予定地域に生存するすべての野生動物、特に三〇頭の象が、良好に取り扱われ、絶滅させられていなければならない」。

「援助」受け入れ国に対ししてこのような条件づけが行われたのは、日本の「援助」実行の歴史の上からはじめてのことであった。他方において、これら

の三条件は、インドネシア側では、円借款支出のための前提条件（persyaratan）として受け取られた。そのため、インドネシア政府は、住民「同意」が得られたということを取り繕つたために、種々の画策を行つた。

まず最初に、インドネシア政府は、個々の住民「同意」に代えて、村落指導者（nunik mamak）の「同意」で、これらの条件が満たされたという形を探ろうとした。そのために、インドネシア政府は、一九九一年四月一三～一四日に、密かに一部の村落指導者をバンキンアンに集めた。この会合に出席した村落指導者の証言によれば、参加した村落指導者は、一人当たり一五万ルピアの署名報酬を受け取つたことである。こうして、移転・補償同意書への署名が買われたのである。

この署名買収のために、PLNはまた、村落指導者のジャカルタへの招待旅行を設定した。バンキンアン会合の直後に、PLNの現地責任者のシャフリル・アミル（Syahril Amir）は、一五〇名の村落指導者を、西ジャワ州のチラタ（Cirata）ダムとサグリン（Saguling）ダムでの貯水池漁業の見学旅行に招く旨を発表した。この見学旅行の目的については、「コタ50県とカンバール県の社会が経験することになる状況は、チラタ・ダムとサグリン・ダムの貯水池の周辺の社会が遭遇した経験と似ているからである」と説明された。

しかし、これは、表向きの理由で、実際には村落

指導者を懐柔することに主眼があった。そのため、チラタ・ダムとサグリン・ダムの貯水池漁業の見学は形だけのもので、実際にはアンチヨル (Ancol) のレジャーランド⁽¹⁰⁾ やタマン・ミニ (Taman Mini) 公園への観光旅行が主目的であった。参加者の証言によれば、その際に参加者は一人当たり一〇万ルピアの小遣いが支給されたとのことである。

他方において、日本政府は、こうしたインドネシア側の姑息なやり方をバックアップするために、前記の三つの要求事項が、「条件」(conditions) ではなく、単なる「要請」(requirements) にすぎないと言い出した。これは、「条件」の不遵守という事態に予め備えて、逃げ道を用意しておくための布石であった。

住民要求を無視した日本政府

一部村落指導者の「同意」だけで、住民「同意」が得られたという形が採られたことを現地住民が知った時、彼らは、これに対する抗議の声を上げようとした。しかし、現地では、インドネシア政府当局は、軍隊を常駐させて、厳しい監視体制を敷き、一切の集会を禁止してしまった。

それにもかかわらず、水没対象の村々では、軍・治安当局の監視の目を盗んで密かに住民声明書が採択され、およそ七〇〇名の人々の署名が集められた。そして、一〇カ村の住民たちからの委託を受けて、五人の代表が、声明書と署名簿を携えて、一九九一年九月一日にジャカルタに向かった。

五名の住民代表は、ジャカルタでは、九月一日に、下院、政党、関係政府機関などを訪れて、住民声明

書と七〇〇名の署名簿を提出した。同時に、住民代表は、ジャカルタ訪問の目的を記載した声明書を発表し、これを関係機関および報道機関に配布した。

この住民代表声明書においては、コトパンジャン・プロジェクトが、次のような異常な事態の下で進められてきたことを指摘していた。(1)このプロジェクトについては、立案段階から今日に至るまで、政府側による住民への説明は一度もなされておらず、公開の場での民主的な話し合いは何ら行われていない。(2)補償同意書は、住民の知らないうちに、また住民全体の承認を得ないままに、住民代表を唱える一部の人々により署名されたにすぎない。(3)再定住地は、住民との協議が行われることなく、政府により一方的に建設されている。

声明書では、以下のようないわゆる異常事態を指摘した上で、住民代表に署名されている補償同意書は、無効なものとして取り扱われるべき」と、(2)プロジェクトに関する討議を白紙に戻して、最初からやり直すべき」と、(3)プロジェクトに関する一切の情報が、住民に対しても公開されるべきこと、(4)プロジェクトについての討議は、政府当局による干渉を受けることなく、公開の場で、自由で民主的な方法で、行われるべき」と。

同日にはまた、住民代表は、「コトパンジャン連帶行動委員会」(KASANG, Komite Aksi Solidaritas Koto Panjang) の五名の学生とともに、内務省を訪れた。しかし、内務省は、大臣がジャカルタにいないため、住民代表らは、言いたいことも十分に言えず、発言を抑えざるを得なかつた。

これら制服警官と私服警官は、いずれも大使館付きの警備員ではない。明らかに外部から来館した治安担当の警官である。大使館内は治外法権の場であるから、インドネシア官憲と言えども、勝手に立ち入ることはできないはずである。ということは、大

住民代表はまた、九月三日に日本大使館にも面会を要求した。この面会要求には、約一〇名のKASA NGメンバーが同行した。突然の面会要求であったため、大使館側では回答に手間取つた。そのため、門を挟んで、住民代表と大使館員との間で、入館させることなく押し問答となつた。この間、学生たちは、「援助とともに地獄へ行け!」(Go to hell with your aids!) とのショアプレヒコールを繰り返した。

門前でのやりとりの過程で、佐野利男一等書記官は、住民代表と一名の学生との会談を提案した。しかし、学生たちは、代表団全員の入館を要求した。そのため、門前交渉は、難航した。結局のところ、この日は、会談は実現せず、翌四日午前に大使館側が、住民代表のほかに三名のKASA NGメンバーを加えた計八名の代表団と応接することで話し合いがついた。

四日の話し合いには、佐野一等書記官らが応接した。この会談は、異常な状態の下で行われた。というのは、会見の場には、二名の制服警官と二名の私服警官——恐らくはインテリジエンス（秘密警察）と思われる——が同席していたからである。警官たちは、話し合いの間中、住民代表らの似顔絵を描き続けていた。このような行為が、住民代表に大きな精神的圧迫となつたことはいうまでもない。そのため、住民代表らは、言いたいことも十分に言えず、発言を抑えざるを得なかつた。

これら制服警官と私服警官は、いずれも大使館付の警備員ではない。明らかに外部から来館した治安担当の警官である。大使館内は治外法権の場であるから、インドネシア官憲と言えども、勝手に立ち入ることはできないはずである。ということは、大

使館側が彼らを招き入れたことになる。

「援助」問題で農民代表と支援学生・NGOが訪れたことぐらいで、治安関係の警官を呼ばなければならぬといふのは、信じられないような過剰反応である。この事実は、大使館が現地住民と全くに隔絶した存在となつてしまつてゐることを物語つてゐる。

「援助」中止のチャンスを逸した日本政府

住民代表は、「日本の援助は、誰のために行われるのですか？ 援助において、われわれ住民は、一体どのよう位置づけられるのですか？」と問い合わせた。これに答えて、石橋課長は、「われわれとしては、インドネシア政府による住民対策を慎重に見守るだけです」と述べた。これには、住民代表は、「インドネシア政府が、住民の意向を無視し続けているからこそ、このような状況の下では融資をやめて欲しい」と、日本政府にお願いにきていたのです。三条件は、一体何のために付けられたのですか？」と反論した。

一九九一年九月七日には、ラハマット（仮名）村長とイエニー女史が来日した。在日中、二人は、四省庁（外務省、大蔵省、通産省、経済企画庁）、OECFなどを訪問し、融資中止を精力的に訴えた。そ

して、九月一九日には、自民党对外経済協力特別委員長の林義郎議員と衆議院環境委員長の小杉隆議員の呼び掛けにより、四省庁とOECFが一堂に会し、住民代表との話し合いが行われた。

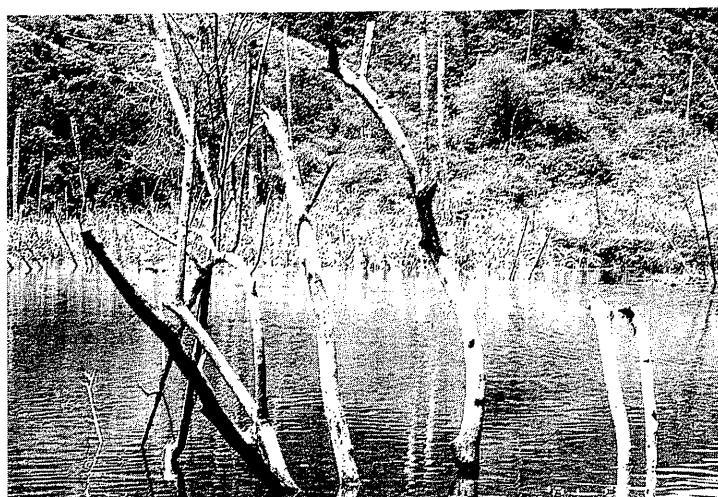
この会合において、ラハマットさんは、現地住民の移転同意が得られていないことを説明し、「援助」中止を求めた。林議員と小杉議員も、四省庁とOECFに対して、本件への融資を再考するよう促した。

これに対しても、外務省の石橋太郎有償資金協力課長（当時）は、四省庁を代表すると称して、「われわれの話し相手は、インドネシア政府だけです」と高圧的に答えた。要するに、石橋氏によれば、外務省が相手にするのは、スハルト政権だけで、住民の意向などは、眼中にないというのであつた。このような石橋氏の居直り発言により、この会合は、一举に陥落なものとなつた。これに反発して、

有名無実の「環境ガイドライン」

この間、他の省庁とOECFの関係者は、終始、押し黙つたままであつた。まさに石橋課長の独壇場の感があつた。こうして、国会議員の仲介により開かれた住民代表と政府機関との間の話し合いは、石

橋課長のかたくなな対応振りのために不調に終わってしまった。



樹木が伐採されないままの貯水地
上 同 上 (乾季)
下

いる。

しかも、ダム貯水池周辺の移住地では、約束された一ヶクタールのゴム園が造成されていない。そのため、移住者は、収入源のない状態に追い込まれている。

「ハサヒタ」とから、リンボ・ダタ第1村と第2村の住民の一部は、移住地での生活難のために、かつての村々（タンジュン・バリ村とタンジュン・パウ村）に戻り始めている。また、移住地に居住したまま、日中は貯水池周辺に生活の糧を求めて通りていっている人々もある。

「ハサヒタ」は、このダム貯水池では水漏れ現象が生じているのではないかと思われる。湖底に断層ないしは染み込み穴（sink hole）が存在するためではないかと推測される。

「ハサヒタ」は水漏れ現象のために、特に乾季には貯水位が大幅に低下する。このよくな状況の下では、一四メガワットの発電は、不可能である。また、



造成されていないゴム園予定地

たとえ発電が可能であるとしても、それの大口需要先はない。

となれば、三一一億七千〇〇万円の田借款の返済は不可能である。すでにこの田借款の返済期限は到来してしまったのであるが、日本政府は、これを繰り延べるしか方策を持たないようである。しかし、PLNには返済能力がないのであるから、こゝへ繰り延べたといいで解決策は出でてこない。日本政府は、この不良債権を、これまで繰り延べ続けるといでのあるうか？

現在、日本政府のプレッシャーにより、インドネシア政府は、貯水池の樹木を取り除くとか、井戸を修繕するとかの動きを始めている。しかし、これによつて、この欠陥ダムが抱える問題点が解決される訳ではない。最大の問題は、移住地の瘦せつけた土地では、住民は、生活していくことができない。それ故、今後、住民の間からは、「スバルト」「腐敗」「ダムを撤去する」とを求める声が高まらざるを得ないであろう。

(1) タマハ・ミニ公園は、ジャカルタ南部に位置する

総面積一一千ヘクタールのレジャー公園で、一九七

五年四月にオープンした。売り物は「ミニチュア版

インドネシア」公園で、インドネシア全国の二七州

（かつての東チモールを含む）それぞれの代表的な

住居が建てられている。その他、博物館、蘭園、バ

ーム・パークなども設けられている。この公園は、

故スバルト大統領夫人シティ・ハルティナ（Siti

Hartinah）の意向で造られたもので、一千〇〇万ル

ルの田費が投入された。そのため、学生を中心にな

る「国費の雇用」であるとして強い批判が上がつた。

(2) 国際協力事業団「インドネシア共和国コタパンジ

ヤン水力発電開発計画調査報告書」一九八四年三

月、三一一页。

(3) 回報告書、三一一页。

(4) "Flooding Out the People:Forced Resettlement at

Koto Panjang", SETIAKAWAN(A Call for Inter-

national Solidarity on Indonesian Tropical Forest

Issues), No. 6, July 1991, p.51.

dari Lapangan, 1991, pp.20 and 21.

(6) ibid., p.20.

(7) Tempo(English Edition), 25 September 2000, p.56.

(8) Prospek, 30 Maret 1991, p.84.

(9) Haluan, 25 April 1991.

(10) アンチャヨルは、一九六七年に完成した東西トガラ

最大のレジャー・ハンド（総面積五五一ヘクタール）

で、ジャカルタ北部のジャワ海に面しており、一回

時間オープンである。ゴルフ場、ゴルフバー、

プール、水族館、ホテル、ナイトクラブなどのほか、

ジャカルタ版ディズニーランド「ムウニア・ファン

タジー」遊園地もある。

(11) タマハ・ミニ公園は、ジャカルタ南部に位置する

総面積一千ヘクタールのレジャー公園で、一九七

五年四月にオープンした。売り物は「ミニチュア版

インドネシア」公園で、インドネシア全国の二七州

（かつての東チモールを含む）それぞれの代表的な

住居が建てられている。その他、博物館、蘭園、バ

ーム・パークなども設けられている。この公園は、

故スバルト大統領夫人シティ・ハルティナ（Siti

Hartinah）の意向で造られたもので、一千〇〇万ル

ルの田費が投入された。そのため、学生を中心にな

る「国費の雇用」であるとして強い批判が上がつた。

(12) ハサヒタの「住民帳明書」は、インドネシア日本大使お

もびインドネシアOECFA事務所長に対しても提出

された。それ故、外務省とOECFAは、住民の移

転・補償「同意」が得られてこなさぬことを承知して

いた。

(13) 浅野健一「田国命令——インドネシア取材」1100

田」、日本論議社、一九九三年、六四一六六頁。

インドネシア コトパンジャン・ダムは告発する —現地住民のODA裁判を支援しよう—

編集／発行：コトパンジャン・ダム裁判原告代表団キャンペーンツアーキャンペーンツアーを成功させる会

連絡先：090-8127-6866 内富一

コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会

事務局：〒573-0013 大阪府枚方市星ヶ丘2-40-5 遠山勝博方

tel/fax : 072-848-1444

携 帯 : 090-9613-2861

e-mail : Ktoyama@po.kulawanka.ne.jp

発 行 日：2001年12月7日

印 刷 所：株式会社 耕文社

〒534-0014 大阪市都島区都島北通2-1-16 TEL : 06-6922-8885

価格 1000円